

西宮市立こども未来センター並行通園プログラム実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、西宮市立こども未来センター（以下、「センター」という。）通園療育部門における並行通園プログラム（以下「並行通園」という。）は、子どもが地域の保育所や幼稚園、センター以外の障害児通所支援等（以下、「保育所等」という。）を利用しながら、通園療育部門が実施する療育を受けることによって、発達支援と保護者支援を行うことを目的とする。

(対象)

第2条 並行通園の対象者は、次の各号のすべての事項を満たす者とする。

- (1) 通園療育部門に在籍中もしくは入園が予定されており、原則として定められた登園日に登園できること。
- (2) 保護者が通園療育部門への登降園に付き添うことができること。
- (3) 並行通園時に、保護者が療育に参加できること。
- (4) 保育所等に在籍中もしくは入所が決定していること。

(実施の決定)

第3条 こども未来部長は、次の各号の事項を勘案して並行通園の実施可否、実施条件等を決定する。

- (1) 並行通園の必要性
 - (2) 子どもの状況・健康状態
 - (3) 在園中であれば、その出席状況・内容
 - (4) 保護者の療育の理解度
 - (5) 園及び職員の実施体制
- 2 並行通園を開始した後であっても、こども未来部長は状況等を勘案し、並行通園の中断若しくは終了、条件等を変更することができる。

(登園)

第4条 並行通園と保育所等の登園日が重なった場合は、原則として並行通園を優先するものとする。

- 2 登園日が休園となった場合、もしくは欠席した場合も振替は行わない。
- 3 通園タクシーの利用は、登園日の通常の時間帯のみとする。登園日以外の日に個別訓練を行う必要が生じた場合は、自力登園するものとする。

(その他)

第5条 登園日に個別訓練の組み込みが困難な場合、担当の変更や訓練日の変更を行うものとする。

- 2 並行通園利用中は、分離保育プログラムや介助通園制度は利用できない。

付 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年4月1日改正)

この要綱は平成27年4月1日より実施する。

付 則 (平成27年9月1日改正)

この要綱は平成27年9月1日より実施する。